

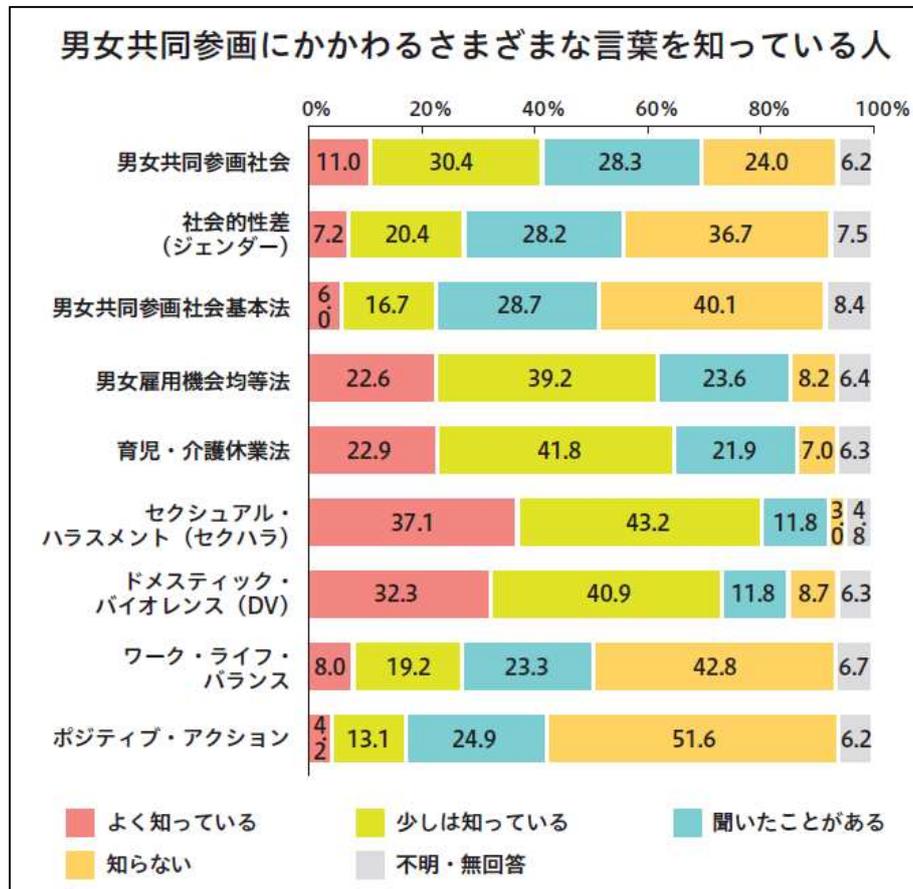
* 男女共同参画にかかわるさまざまな言葉について *

次の言葉を聞いたことがありますか？

- 男女共同参画社会
- 社会的性差（ジェンダー）
- 男女共同参画社会基本法
- 男女雇用機会均等法
- 育児・介護休業法
- セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）
- ドメスティック・バイオレンス（DV）
- ワーク・ライフ・バランス
- ポジティブ・アクション

平成 29 年 8～9 月に実施した市民アンケート調査では、以下の結果となりました。

それぞれの言葉の内容について、次のページで確認してみましょう！



男女共同参画にかかわる用語集（参考：内閣府男女共同参画局）

*** 男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

*** 社会的性差（ジェンダー）**

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方で、社会通念や慣習のなかで、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」による男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）とといいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に「良い」「悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われている言葉です。

*** 男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。

*** 男女雇用機会均等法**

雇用の分野における男女差別を解消することを目的とし、1.採用・昇進・定年などにおける差別的取扱いの禁止、2.セクシャル・ハラスメント防止のための雇用管理上の配慮措置、3.妊娠中もしくは出産後の女性に対する使用者の健康配慮措置などを内容とした法律です。

*** 育児・介護休業法**

育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的とした法律です。

*セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである、と定義されています。

（参考）ハラスメント

いろいろな場面での嫌がらせやいじめのことをいい、その種類はさまざまで、主なものに「セクシャル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」などがあります。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

*ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間において加えられる身体的・精神的・性的・経済的な暴力などをいい、女性が被害者の場合が多くなっています。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛などを与えることも含まれます。

*ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会、とされます。

*ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいいます。